市では、左記のような基準を考えています。景観を損なう建物をつくらないようにしましょう。

6つの区域で考えます

佐渡市は広大で、地域によって歴史・文化・自然の特性が異なり、大切な風景も違うため、6つの区域に分け、それぞれの区域ごとに基準を定めます。

6つの景観計画区域

- 一般市街地区域
- 歴史的市街地区域
- 商業・賑わい区域
- 農村と平野区域
- 漁村と海岸区域
- 山村と森林区域

※「景観計画区域」についての詳しい内容は、「景観計画素案」の第6章に掲載

景観づくりの〈基準〉を設けます

美しい景観が損なわれないよう、景観づくりの基準を設けます。

〈一般市街地区域〉では…

まちなみを保全するために「景観づくりの基準」を設けます。

〈農村と平野区域〉では…

開放感のある国中平野の眺望が、高いビルやアンテナで阻害されないために「景観づくりの基準」を設けます。

（イメージ）

※「景観づくりの基準」についての詳しい内容は、「景観計画素案」の第8章に掲載

〈届出〉が必要になります

建物などを建てるときには、大きさや色・形などを佐渡市へ届け出ていただき、景観にあったものであるかを確認します。

手順は左記の通りです。

建物・塀等の新築・改修をするとき

①事前協議
※正式な届出をしていただく前に、計画内容を確認します。

②届出
※届出のないものについては景観法第102条による罰金対象になります。

③届出内容の確認（景観づくりの基準と照合）

適合 → **④建築などの着手**

不適合 → **③′届出主との協議・計画変更**
※景観づくりの基準に従っていただけない場合は、指導・助言を行い、必要に応じて勧告・変更命令をさせていただくことがあります。

30日前

※「届出制度」についての詳しい内容は、「景観計画素案」の第7章に掲載